2　変更後

名簿に記載された年月日　2016年12月12日（2017年８月９日に改訂）

その他参考となるべき事項　ロシア連邦のダゲスタン共和国、チェチェン共和国及びイングーシ共和国で活動する160人以上のテロリスト戦闘員グループを率いていた。2016年12月３日にロシア連邦のダゲスタン共和国のマハチカラにおいて殺害された。写真は、インターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/notice/search/un/5993047

○法務省告示第四百一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月二十五日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関			
名称	所在地	実習内容	
［略］			
株式会社サンワーク	島根県松江市美保関町七類六十番地二	防水施工	
［略］			
株式会社旭都鉄筋工業所	北海道上川郡東神楽町北一条西四丁目二番二十三号	鉄筋施工	
［略］			

改正前			
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関			
名称	所在地	実習内容	
［同上］			
有限会社サンワーク	島根県松江市美保関町七類六十番地二	防水施工	
［同上］			
株式会社旭都鉄筋工業所	北海道旭川市六条通二十二丁目右六号	鉄筋施工	
［同上］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第四百一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月二十五日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容
イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関	イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関

○国家公安委員会告示第五十一号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年八月二十五日　国家公安委員会委員長　小此木八郎

氏名　アーデル・ムハンマド・マフムード・アブドゥル・ハーリク（ADIL MUHAMMAD MAHMUD ABD AL-KHALIQ）

名簿に記載された年月日　2008年10月10日（2013年７月24日及び2015年６月26日に改訂）

名簿記載者公告番号　ＱＩ－141